



厚生労働省では毎年11月を『過重労働解消キヤ

『KAROSHI』という単語がそのまま英語に

過重労働防止について

ンペーン」と題して、全国で過重労働防止を目的としたPR活動を展開しています。過重労働防止は行政運営方針でも最優先事項となっており、名古屋北労働基準監督署でも、主に特別条項付き協定を締結している事業場を対象とした各種指導を一昨年から実施しているところ です。

ご存じかと思いますが、アメリカやヨーロッパでは過労死する人は少なく、なっているようです。ただ、海外でも決して労働時間が短いというわけではなく、40歳代になると労働の質やストレスも高く、緊張を強いられる職に就いている人が多いと聞いています。



イラスト・森沢康代

本来、残業は臨時的なものなのに、日本では残業することを前提とした労働契約が組まれている事業場が多々見受けられますし、賞与や昇進などで残業をした者を評価し

ようという風潮が一部で根強く残っているのではないでしようか。また、監督署の調査時によく認められるケースですが、時間外労働が一部の労働者に大きく偏っている傾向があります。これは専門知識や能力の差から生じていることがほとんどですが、代替できないことなどを理由に何も対策を講じず、長時間労働を

放置している事業場も多

く認められます。厚生労働省では、法改正により割増賃金の引き上げを行って労働時間を抑制させたり、社会的に影響力の大きい企業が長時間労働を複数事業場で繰り返し行う場合はその事実を公表したり、送検した場合には企業名等を公表したりするなど、長時間労働が改善されない事業場に対する指導を強化しています。また、今年10月のキャンペーンにおいて『ノー残業デーの実施』など労働者が1時間でも早く帰宅できるといった取り組みが、若者が安心して将来に希望を持つて働くことができる環境を整備することを構築していくよう、この場を借りて切に願います。

「企業の労働110番」 会員事業場専用無料相談ダイヤル

電話 052-961-7110 ・ FAX 052-961-9635
メールアドレス roumu@meihokurouki.or.jp

労務管理、安全衛生管理、労働トラブル等にかかわるご相談がございましたら、上記までご連絡ください。事務局での面談、電話、メール、FAXにて社会保険労務士等の当協会専門職員が企業の立場でお答えいたします。